

第8回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日	平成31年4月22日
告示番号	第4号
会議年月日	平成31年4月26日
会議の場所	一関市千厩町 一関市役所千厩支所
出席委員	別紙のとおり
欠席委員	別紙のとおり
	会議に出席した職
	事務局長 小野寺 英 幸
	局長補佐 金 野 隆
	企画係長 千 葉 奈津枝
	主 査 西 卷 孝 志
本日の案件	第8回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻	午後3時52分

議 長	<p>本日の出席委員は23名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第8回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、2番 渋谷 皓 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおります。</p> <p>ご了承願います。</p>
議 長	<p>審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことです。一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に16番 小山 悦郎 委員、17番 芳賀 武郎 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、千葉係長、西巻主査を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案審議に入ります。</p> <p>「報告第17号 専決処分の報告について」を上程いたします。</p>
局 長	<p>局長より説明いたさせます。</p> <p>1ページをお開き願います。</p> <p>報告第17号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p>

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、平成31年4月19日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から4ページの第6号までの6件、6名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第17号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第17号の質疑を終わります。

次に、「報告第18号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

それでは、5ページをお開き願います。

説明の前にありますが、本日の報告、あるいは議案の説明の際の元号の表記についてですが、まだ、改元前でありますので、本年5月以降の日付けにかかわる元号についても平成のままの表記としております。

改元後の5月1日以降は、令和何年と読み替えていただくという取り扱いとしておりますので、ご了承をお願いいたします。

報告第18号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から6ページ、第10号までの10件、11筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知をしております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土等による整備分が6件及び農業用施設の造成等による整備分が4件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第18号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第18号の質疑を終わります。

次に、「議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

なお、朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたしますので、ご了承願います。

局長より説明いたさせます。

局 長

7ページをご覧願います。

議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請4件でございます。

第1号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり平成38年3月31日までの7年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

8ページをご覧願います。

第2号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

9ページをご覧願います。

第3号につきましても、譲渡人が労力不足の状態にあること

から、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第4号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり平成36年4月30日までの5年間で、物納となっております。

次に、花泉地域に係る申請4件でございます。

10ページから11ページをご覧ください。

第5号、第6号及び第7号については、借受人が経営規模拡大のため、それぞれの貸付人から賃貸借、あるいは使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間はいずれも記載のとおり平成32年4月30日までの1年間で、第5号、第6号の賃借料は物納となっております。

第8号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は平成41年4月30日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請4件でございます。

第9号については、譲渡人が遠方に居住しており、管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

12ページをご覧ください。

第10号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第11号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は平成36年12月31日までの5年8ヶ月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第12号については、譲受人が道路事業用地の代替地として取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、室根地域に係る申請2件でございます。

13ページをご覧ください。

第13号及び第14号については、いずれも貸付人が労力不足の状態にあることから、それぞれの借受人が経営規模拡大のため賃

貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は平成36年4月30日までの5年間で、賃借料は第13号は記載のとおり、また、第14号は物納となっております。

最後に、藤沢地域に係る申請3件でございます。

14ページをご覧ください。

第15号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第16号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

14ページから15ページになりますが、第17号については、譲渡人と譲受人は親子であり、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため、贈与により取得しようとするものです。

以上17件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第56号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

20番
齋藤 憲子 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条現地調査報告書、一関地域。

現地調査日、平成31年4月15日、月曜日、午前9時からです。

現地調査員、農業委員 齋藤、最適化推進委員 菅原、佐々木で、事務局職員 小野寺局長、阿部主任主事、千葉主任。

報告内容、第1号から第4号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議長

ありがとうございました。

7番
佐藤 均 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域、農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日は平成31年4月12日、午前9時半より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、最適化推進委員 千葉、佐藤、事務局

職員 阿部主任主事、支所職員 後藤産業経済課主任、高橋産業経済課主事の6名で行いました。

第5号から第8号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、平成31年4月12日、金曜日、午前9時半より、現地調査員、農業委員 小山、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、佐藤正夫委員、事務局職員 金野局長補佐、支所職員 熊谷産業経済課主査。

報告内容、第9号から第12号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと判断いたしました。

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条現地調査報告、室根地域。

現地調査日は平成31年4月12日、金曜日、午後1時半より、現地調査員、農業委員として芳賀、私です。

農地利用最適化推進委員 熊谷委員、菅原委員、事務局職員 金野事務局長補佐、支所職員 畠山産業経済課長補佐、土屋産業経済課主任主事。

報告内容、第13号から第14号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により慎重に調査を行いました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条現地調査報告、藤沢地域を申し上げます。

現地調査日でございますが、平成31年4月11日、午後1時30分より行いました。

議 長

16番
小山 悦郎 委員

議 長

17番
芳賀 武郎 委員

議 長

10番
佐藤 和威治 委員

現地調査員でございますが、農業委員 佐藤、佐々木両名でございます。

農地利用最適化推進委員 佐藤、それから職員といたしまして、阿部主任主事、鈴木産業経済課農林係長、佐藤産業経済課主事でございます。

報告の内容でございますけれども、第15号から第17号につきまして、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認並びに航空写真等により調査をいたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないものと思われ、その内容を報告するものでございます。

以上であります。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手全員です。

よって、「議案第56号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

なお、説明は議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたさせます。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

それでは、議案書16ページをお開き願います。

議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものであります。

本議案に係る申請は花泉地域の1件でございます。

第1号は、自己住宅を建築したいために転用申請するものであります。

議 長

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

なお、適用法令等を確認したところ、第4条第6項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

以上で「議案第57号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の報告をお願いいたします。

花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

7番
佐藤 均 委員

花泉地域、農地法第4条現地調査報告を行います。

現地調査日、調査員につきましては3条と同じでございますので、割愛をいたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、花泉支所から南東に約2.5kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西・北側が宅地、南側が農地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺の農地に影響はないものと思われまます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り採決いたします。

「議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第57号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

それでは、議案書の17ページから18ページについて、ご説明をいたします。

議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対

する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものであります。

本議案に係る申請は6件で、一関地域が1件、花泉地域が1件、大東地域が1件、千厩地域が1件、藤沢地域が2件でございます。

まず、第1号は、譲受人が自己住宅を建築したいため、転用申請するものであります。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第2号は、譲受人が自己住宅を建築したいため、転用申請するものであります。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第3号は、譲受人が太陽光発電設備を設置したいため、転用申請するものであります。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

18ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が自己住宅を建築したいため、転用申請するものであります。

農地区分は、第3種農地と判断いたしました。

第5号は、譲受人が水稻苗箱用の土取場として転用申請するものであります。

農地は、農振農用地内の休耕田でございます。

第6号は、譲受人が自己住宅を建築したいため、転用申請するものであります。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりであります。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

以上で「議案第58号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

20番
齋藤 憲子 委員

農地法第5条現地調査報告書。

現地調査日、調査員は3条と同様ですので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、川崎支所から南西に約1.4kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が農地、南側が農地、北側が山林となっています。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

7番
佐藤 均 委員

花泉地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

調査日、調査員につきましては、3条、4条と同じでございますので割愛をいたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果を下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地はJR花泉駅から北西に約450mの位置にあり、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺の農地に影響はないと思われま。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

16番
小山 悦郎 委員

農地法第5条現地調査報告を行います。

大東地域、現地調査日、現地調査員は3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地はJR摺沢駅から南に約550mの位置にあり、周囲は東側が山林及び農地、西側が市道、南側が農地、北側が道となっております。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思います。

以上です。

議 長

12番

佐藤 繁 委員

ありがとうございます。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、平成31年4月12日、金曜日、午前10時から行いました。

現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、千葉委員、支所職員 畠山産業経済課農林係長。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第4号、申請地は千厩支所から南に860mの位置にあり、周囲は東側が宅地、西側が雑種地、南側が国道、北側が市道となっています。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査報告を行います。

調査日、調査員につきましては3条と同様でございますので、割愛をさせていただきます。

報告内容でございますけれども、第5号につきましては、申請地は藤沢支所から南西に約10.9kmの位置にあり、周囲は東側が原野、西側が山林、南・北側が田んぼとなっているところでございます。

申請人が苗床用土の加工販売のために切り土するものとして一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないものと確認をしたものでございます。

第6号でございますけれども、申請地は藤沢支所から南に約1.3kmの位置にあり、周囲は東側が現況雑種地、西側が畑、南側が県道、北側が宅地となっているものでございます。

申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものという報告をするものでございます。

以上です。

議 長

10番

佐藤 和威治 委員

議 長

ありがとうございました。
以上で現地調査の結果報告について終わります。
審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第58号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第59号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

それでは、19ページをお開き願います。

議案第59号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願に対する意見についての議案の内容についてご説明をいたします。

次のとおり、農地法第5条の規定による許可処分の取消願出書の提出があったので、可否について意見を求めるものであります。

本議案に係る申請は、一関地域が1件、大東地域が1件でございます。

まず第1号でございますが、平成25年4月15日付けで、自己住宅を建築する目的で県の許可があったものであります。申請者が福島県への転勤によりまして、一関に戻る見込みが立たなくなったため、許可を取り消しするものでございます。

続きまして、第2号でございます。

平成31年3月29日付けで、事業者より当該用地で携帯電話基地局建設計画について、当初予定しておりましたシステムの見直しにより、建設計画に変更が生じたため、新システムの「設置時期が未定である」ということから許可を取り消しするものです。

なお、議案書の2号でございますが、許可取消願出理由書の文言の訂正をお願いいたします。

上から3行目、「受けたが」となっておりますが、「受け

議

長

て」に訂正を願います。

以上でございます。

以上で「議案第59号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議

長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第59号 農地法第5条の規定による許可処分取消願に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議

長

挙手満場です。

よって、「議案第59号」を許可相当と決します。

議

長

次に、「議案第60号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、説明は議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

21ページをお開き願います。

議案第60号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。

一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、利用権貸借が69件、所有権移転が1件、農地中間管理機構との貸借で個別案件が17件、集団案件が36件となっております。

初めに、「利用権貸借」についてですが、第1号から29ページの第14号までの14件は、一関地域に係る申請でございます。

第15号から34ページの第24号までの10件は、花泉地域に係る申請でございます。

34ページの第25号の1件は、大東地域に係る申請でございます。

35ページの第26号の1件は、千厩地域に係る申請でございます。

第27号から37ページの第33号までの7件は、東山地域に係る

申請でございます。

第34号から42ページの第45号までの12件は、室根地域に係る申請でございます。

第46号から51ページの第69号までの24件は、藤沢地域に係る申請でございます。

次に「所有権移転」であります。第1号は、花泉地域に係る申請でございます。

次に農地中間管理機構との「使用貸借」及び「賃貸借」での個別案件であります。第1号から60ページの第13号までは、花泉地域に係る申請でございます。

同じく60ページ、第14号から第15号までの2件は、東山地域に係る申請でございます。

61ページ、第16号と第17号の2件は、室根地域に係る申請でございます。

次に農地中間管理機構との「賃借権」による集団案件であります。第1号から64ページの第17号までは、花泉地域に係る申請でございます。

第18号から65ページの第35号までは、千厩地域に係る申請でございます。

65ページ、第36号は、藤沢地域に係る申請でございます。

以上、各申請の詳細については記載のとおりでございますのでご覧願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第60号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定第17号について3番 皆川 清喜 委員、第40号について4番 千葉 綾雄 委員、第61号について19番 佐々木 栄一 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第60号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を貸借権設定第17号、第40号、第61号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第60号」を貸借権設定第17号、第40号、第61号を除き可と決します。

議 長

次に、貸借権設定第17号を審議いたします。

皆川 清喜 委員は退室願います。

(午後4時35分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第60号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第17号を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第60号」、貸借権設定第17号を可と決しました。

皆川 清喜 委員は入室願います。

(午後4時36分 入室)

議 長

皆川 清喜 委員に申し上げます。

「議案第60号」、貸借権設定第17号は可と決しました。

議 長

次に、貸借権設定第40号について審議いたします。

千葉 綾雄 委員は退室願います。

(午後4時36分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第60号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第40号を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第60号」、貸借権設定第40号を可と決しました。</p> <p>千葉 綾雄 委員は入室願います。</p> <p>(午後4時37分 入室)</p>
議	長	<p>千葉 綾雄 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第60号」、貸借権設定第40号は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、貸借権設定第61号審議いたします。</p> <p>佐々木 栄一 委員は退室願います。</p> <p>(午後4時38分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第60号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第61号を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第60号」、貸借権設定第61号を可と決しました。</p> <p>佐々木 栄一 委員は入室願います。</p> <p>(午後4時39分 入室)</p>
議	長	<p>佐々木 栄一 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第60号」、貸借権設定第61号は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、「議案第61号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>それでは、66ページをお開き願います。</p> <p>議案第61号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議案の内容についてご説明いたします。</p> <p>一関市長より、68ページのとおり農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。</p> <p>68ページをお開き願います。</p> <p>本議案に係る申請は、使用貸借8件、賃借が24件です。</p> <p>第1号から72ページ、26号までは、花泉地域に係る申請です。</p>
	局長補佐	

72ページと73ページ、第27号は、千厩地域に係る申請です。
同じく73ページ、第28号と第29号は、東山地域に係る申請です。

同じく第30号と31号は、室根地域に係る申請です。

同じく第32号は、藤沢地域に係る申請でございます。

以上、各申請の内容については記載のとおりであります。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第61号」の説明を終わります。

なお、第8号から第10号、第21号について、18番 佐藤 多賀幸委員、第28号について、15番 遠藤 勝幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当しますので、これを除き審議いたします。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第61号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を第8号から第10号、第21号、第28号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第61号」を第8号から第10号、第21号、第28号を除き可と決します。

議 長

次に、第8号から第10号、第21号について審議いたします。

佐藤 多賀幸 委員は退室願います。

(午後4時44分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第61号 農用地利用配分計画案に係る意見について」、第8号から第10号、第21号を可と決する方は挙手願います。

		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第61号」、第8号から第10号、第21号を可と決しました。
		佐藤 多賀幸 委員は入室願います。 (午後4時45分 入室)
議	長	佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。 「議案第61号」、第8号から第10号、第21号は可と決しました。
議	長	次に、第28号について審議いたします。 遠藤 勝幸 委員は退室願います。 (午後4時45分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第61号 農用地利用配分計画案に係る意見について」、第28号を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第61号」、第28号を可と決します。 遠藤 勝幸 委員は入室願います。 (午後4時46分 入室)
議	長	遠藤 勝幸 委員に申し上げます。 「議案第61号」、第28号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第62号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 それでは74ページをお開き願います。 議案第62号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。 次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。 本議案に係る申請は、藤沢地域の1件でございます。 申請の内容は、記載のとおりですのでご覧願います。 いずれの案件も、農地以外になってから20年以上経過または
局 長 補 佐		

		農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難 となっていることから農地性は失われております。
		以上で、説明を終わります。
議	長	以上で「議案第62号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連し、藤沢地域の担当委員より現地調査 の結果についての報告をお願いいたします。
10番		農地法適用外現地調査報告、藤沢地域でございます。
佐藤	和威治 委員	調査日、調査員につきましては3条、5条と同様でございま すので、割愛をさせていただきます。
		報告の内容でございますけれども、第1号、申請地は藤沢支 所から南に約1.3kmの位置にあり、周囲は東・西側が農地、南 側が県道、北側が宅地となっている状況でございます。
		昭和61年頃から宅地への進入路として利用されており、既に 農地性は失われている、そのように現地確認をいたしました。
		その旨を報告するものでございます。
		以上でございます。
議	長	ありがとうございました。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。
		「議案第62号 農地法の適用外であることの証明願に対する 可否について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第62号」を可と決します。
議	長	以上をもって議案の審議が終了いたしました。
		第8回一関市農業委員会総会を閉会いたします。
		ご苦労さまでした。
		(午後4時49分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員